

足場の組立て等特別教育（6時間教育）のご案内

建設業労働災害防止協会福井県支部嶺南分会
〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17
TEL/FAX 0770-22-0347

受講対象者	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に就かせる満 18 歳以上の者 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く) ※足場の組立て等作業主任者技能講習修了者は受講の必要はありません。	
日 時	令和4年12月2日(金) 9:00~16:20	
場 所	若狭湾エネルギー研究センター(敦賀市長谷 64-52-1)	
カリキュラム	講習科目	講習時間
	足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5 時間
	労働災害の防止に関する知識	1.5 時間
	関係法令	1 時間
	合 計	6 時間
定 員	40名(定員になり次第受付を締め切ります。)	
受講料	会 員 8,010 円(テキスト代 810 円・消費税込) 会員外 8,810 円(テキスト代 810 円・消費税込)	
受講手続き	<p>所定の受講申込書に受講料を添えてお申し込みください。</p> <p>建災防嶺南分会 敦賀市清水町 2-15-17 TEL /FAX 0770-22-0347 建災防若狭支分会 小浜市木崎 32-16-1 (一社)若狭地区建設業会内 TEL 0770-56-5500</p> <p>引き換えに受講証を交付しますので、講習日に提示してください。</p>	
修了証交付	講習修了者には、建設業労働災害防止協会福井県支部長発行の「足場の組立て等特別教育(6時間)修了証」を交付します。修了証交付にあたっては、受領印を押していただきますので、 印鑑をご持参ください。	
その他	<p>※ 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習日前日(前営業日)の17時までに1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。</p> <p>※ 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。</p> <p>※ 外国籍の方は、受講申込みの際に、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。なお、事務局との質疑応答で日本語を理解できない場合は、受講できません。</p> <p>※ 申込書の「氏名」欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、自動車運転免許証等確認のできる書類の提出をお願いいたします。</p> <p>※ 教育時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。</p> <p>※ 「人材開発支援助成金(建設業労働者技能実習コース)」制度の助成対象です。助成金支給申請内訳書の受講証明は嶺南分会までお申し出ください。</p>	

型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習受講のご案内

CPDS 認定講習

全科目 7ユニット

免除イ、ロ 2ユニット

この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。

技術者証の写しを申込時に提出してください

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第1号

登録有効期間満了日: 令和6年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

1. 作業主任者を選 任すべき作業	型わく支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。)の組立て又は解体の作業		
2. 講習日時及び 会場	学 科	令和 4年 12月 7日(水) 9:00~17:10 12月 8日(木) 9:00~17:15	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21
3. 受講資格	① 満18歳以後、型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者(大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。))又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。以下同じ。)で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者 (申込み時に卒業証明書を提示し、写しを提出してください) ③ その他厚生労働大臣が定める者(参考:技能講習規程第1条)		
4. 講習科目	区分	講 習 科 目	講習時間
	学科	① 作業の方法に関する知識 ② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③ 作業者に対する教育等に関する知識 ④ 関係法令	7時間 3時間 1時間30分 1時間30分
5. 講習科目の 一部免除	区分	受講の一部免除を受けることができる者	免除科目
	イ	職能法による建設科、ブロック建築科、とび科の訓練を修了した者	上記4の
	ロ	ブロック建築又はとびの1級又は2級の技能検定に合格した者	①・②
6. 受講料等	受講料 全科目 13,475円 テキスト代1,990円 合計 15,465円(消費税込み) 免除イ・ロ 10,450円 テキスト代1,990円 合計 12,440円(消費税込み) (テキスト代 建災防会員1,000円補助)		
7. 定 員	40名 ただし受講申込者が定員を超えた場合は申込み受付を締め切ります。		
8. 受講手続き	所定の受講申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付の上、受講料添えて最寄りの建災防各分会へ提出してください。(受講申込書は、正確に記載漏れのないようにしてください) 受講証を交付しますから、会場受付に講習日の都度提示してください。		
9. 修了証の交付	所定の科目を受講した者に対し、修了試験を行い合格者に技能講習修了証を後日交付致します。なお、郵送ご希望の場合は、郵送しますので、受講者毎に1通の 【定形封筒】 (簡易書留料 404円分の切手 を貼付し、修了証送付先を記入したもの)を講習申込時に提出してください。引取りの場合は各分会で ご本人のみ 受領可。ただし、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので、 必ず認印をご持参ください。		

- * 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。旧姓及び通称名を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します
- * 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までには1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- * 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- * 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること ※戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、運転免許証等確認のできる書類の提出をお願い致します
- * 外国籍の方は、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを添付してください。
- * 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いいたします。

お申込み・問い合わせは最寄りの建災防各分会まで

高志分会 〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内 TEL 0776-21-8094 FAX 0776-21-8094

南越分会 〒915-0831 越前市日野美 1丁目 2-13(一社)丹南建設開発機構内 TEL 0778-42-8870 FAX 0778-42-8871

嶺南分会 〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17 TEL 0770-22-0347 FAX 0770-22-0347

奥越分会 〒912-0031 大野市月美町 14-21(一社)大野建設業会内 TEL 0779-66-3125 FAX 0779-65-5678

「職長・安全衛生責任者能力向上教育」開催のご案内

建設業労働災害防止協会福井県支部嶺南分会
〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17
TEL/FAX 0770-22-0347

建設業における労働災害防止を推進する上で、職長及び安全衛生責任者の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、「安全衛生教育推進要綱（平成3年1月21日付け 基発第39号 厚生労働省労働基準局長）に基づき、建設業における「職長・安全衛生責任者能力向上教育」のカリキュラムが示されました。（平成29年2月20日付け 基発0220第3号）

当分会では、このカリキュラムによる「職長・安全衛生責任者能力向上教育」を下記により開催することとしました。近年、元請事業所から能力向上教育受講を求められることも多くなってきていますので、是非受講されますようご案内いたします。

受講対象者	・職長・安全衛生責任者教育を受けてから概ね5年毎 ・機械設備等に大幅な変更があったとき
日時	令和4年12月9日（金）9：00～16：00
場所	若狭湾エネルギー研究センター 敦賀市長谷 64-52-1
定員	30名
受講料	会員 8,970円（テキスト代970円・消費税込） 会員外 9,970円（テキスト代970円・消費税込）
受講手続き	受講申込書に「 <u>職長・安全衛生責任者教育修了証</u> 」の写し、本人確認書類の写し（自動車運転免許証等）及び写真を貼付し受講料を添えて下記にお申し込みください。引き換えに受講証を交付します。 <u>建災防嶺南分会</u> 敦賀市清水町 2-15-17 TEL/FAX0770-22-0347 ※嶺南分会のみ郵送によるお申込みを受付けています。 <u>建災防若狭支分会</u> 小浜市木崎 32-16-1 （一社）若狭地区建設業会内 TEL 0770-56-5500 交付しました受講証は、講習日に会場受付へ提示してください。
修了証交付	教育修了者には、建設業労働災害防止協会福井県支部長発行の修了証を交付します。なお、修了証交付に当たっては、受領印を押していただきますので、印鑑をご持参ください。
その他	※ 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日（前営業日）の17時までに1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。 ※ 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票（マイナンバー無記入のもの）のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。 ※ 外国籍の方は、受講申込みの際に、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。 ※ 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。

「人材開発支援助成金」制度の対象となりました。

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育のご案内

墜落及び転落による労働災害防止をより一層推進するため、労働安全衛生法施行令の一部が改正され、労働安全衛生規則及び特別教育規程に「フルハーネス型安全帯使用作業」が新たに追加されました。(平成31年2月1日施行)

つきましては、標記教育を下記のとおり開催することとしましたので、ご案内いたします。

教育対象者	満18歳以上で高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務にたずさわる方。(ロープ高所作業を除く)			
募集対象者	墜落制止用器具(安全帯)を使用して作業を行ったことのない方 ※この講習は、全科目受講を対象に実施します。 ※実技講習は作業衣を着用し、各自保護帽、手袋を持参してください。 フルハーネス型安全帯をお持ちの方はご持参ください。			
日時	令和4年12月13日(火) 9:00~16:30			
場所	福井地区建設業会館 3階 福井市城東4丁目12-21			
定員	33名 定員になり次第募集を締め切ります。			
講習科目及び時間数	講習科目		講習時間 合計6時間	
	学 科	I	作業に関する知識	1時間
		II	墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る)に関する知識	2時間
		III	労働災害の防止に関する知識	1時間
		IV	関係法令	0.5時間
実 技	V	墜落制止用器具の使用等方法等	1.5時間	
受講料及びテキスト代		建災防会員 10,000円(税込み)	非会員 11,000円(税込み)	
受講手続き	受講申込書に受講料を添えてお申し込みください。 建災防高志分会 福井市城東4丁目12-21 福井地区建設業会内 TEL/FAX0776-21-8094 受講証を交付しますので、受付時に提出してください。			
修了証交付	教育修了者には、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証」を交付します。 なお、修了証交付に当たっては、受領印を押していただきますので必ず 印鑑をご持参ください 。			
その他	<p>※ 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。</p> <p>ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までに1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。</p> <p>※ 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。</p> <p>※ 外国籍の方は、受講申込みの際に、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。なお、事務局との質疑応答で日本語を理解できていない場合は受講できません。</p> <p>※ 遅刻しないようお願いいたします。</p> <p>※ 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、運転免許証等確認のできる書類の提出をお願い致します</p>			

足場の組立て等作業主任者技能講習受講のご案内

CPDS 認定講習・8ユニット【全科目】
2ユニット【一部免除】

この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。
技術者証の写しを申込時に提出してください

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第13号

登録有効期間満了日:令和6年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

1 作業主任者を選任すべき作業	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)張出し足場又は高さが 5 メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業に伴う作業主任者の職務		
2 講習日時及び会場	学 科	令和 4年12月14日(水) 9:00~17:10 12月15日(木) 9:00~17:15	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21
3 受講資格	① 満18歳以後、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者(大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者(当該学科を専攻した者に限る。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。)で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの(申込時に卒業証明書等を提示し、写しを提出してください。) ③ その他厚生労働大臣が定める者(参照:技能講習規程第1条) 注 満18歳以後、作業従事経験年数が平成29年6月30日までに3年に満たない者は「足場の組立て等特別教育修了証」又は修了証明書【様式】の現物提示及び(写し)の添付が必要となります。		
4 講習科目	講 習 科 目		講習時間
	学 科	① 作業の方法に関する知識 ② 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③ 作業者に対する教育等に関する知識 ④ 関係法令	7 時間 3 時間 1時間 30 分 1 時間 30 分
5 講習科目の一部免除	区分	受講の一部免除を受けることができる者	免除科目
	イ	職能法による建築施工系とび科の訓練を修了した者	上記4の①②
	ロ	職能法によるとびの1級又は2級の技能検定に合格した者	
6 受講料等	全科目 13,475円 テキスト代 1,680円 合計 15,155円(消費税込) イ・ロ免除 10,450円 テキスト代 1,680円 合計 12,130円(消費税込) (テキスト代 建災防会員 1,000円補助)		
7 定 員	40名 ただし受講申込者が定員を超えた場合は申込み受付を締め切ります。		
8 受講手続き	所定の受講申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添えて最寄りの建災防各分会へ提出してください。(受講申込書は、正確に記載漏れのないようにしてください。) 受講証を交付しますから、会場受付に講習日の都度提示してください。		
9 修了証の交付	所定の科目を受講した者に対し、修了試験を行い合格者に技能講習修了証を後日交付致します。 ※なお、郵送ご希望の場合は、郵送しますので受講者毎に1通の <u>定形封筒</u> (簡易書留料404円分の <u>切手</u>)を貼付し、 <u>修了証送付先を記入したもの</u> を講習申込時に提出してください。 引取りの場合は各分会で <u>ご本人のみ</u> 受領可。ただし、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので、 <u>必ず認印をご持参ください</u> 。		

- * 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。旧姓及び通称名を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します
- * 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までに1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。
- * 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- * 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること ※戸籍謄本の他、旧姓(通称)を併記した住民票、運転免許証等確認のできる書類の提出をお願い致します
- * 外国籍の方は、旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを添付してください。
- * 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いいたします。お申込み・問い合わせは最寄りの建災防各分会まで

高志分会	〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内	TEL 0776-21-8094 FAX 0776-21-8094
南越分会	〒915-0831 越前市日野美 1 丁目 2-13(一社)丹南建設開発機構内	TEL 0778-42-8870 FAX 0778-42-8871
嶺南分会	〒914-0052 敦賀市清水町 2-15-17	TEL 0770-22-0347 FAX 0770-22-0347
奥越分会	〒912-0031 大野市月美町 14-21(一社)大野建設業会内	TEL 0779-66-3125 FAX 0779-65-5678

建築物石綿含有建材調査者 講習(一般)のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第96号

登録有効期間満了日: 令和8年10月4日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】<http://www.kensaibou-291.jp>

石綿障害予防規則の改正により、令和5年10月以降の建築物等の解体・改修に際しては「厚生労働大臣が定める知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者講習を修了し、かつ、修了考査試験に合格した者）」により事前調査が義務付けられることとなりました。

つきましては、標記講習を下記のとおり開催することとしましたので、ご案内いたします。

受講資格	(1) 労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
	(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(3) 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、(4)において同じ。）建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
	(4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）
	(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
	(6) 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
	(7) 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者
	(8) 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
	(9) 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者
	(10) 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
	(11) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
	(12) (2)から(11)までのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者（作業環境測定士（作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。）であって、建築物石綿含有建材調査者に関して5年以上の実務の経験を有する者が含まれる）
日時	令和5年1月18日（水）、19日（木）
場所	福井地区建設業会館 3階 福井市城東4丁目12-21
定員	40名 定員になり次第募集を締め切ります。

講習科目 及び 時間数	講習科目		講習時間		
	1 日目		オリエンテーション	8:50~9:00	
科目1		建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	9:00~10:00	1時間 ※上記(1)免除	
科目2		建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	10:10~11:10	1時間	
科目3		石綿含有建材の建築図面調査	11:20~12:20	4時間	
			13:20~16:30		
2 日目			オリエンテーション	8:50~9:00	
		科目4	現場調査の実際と留意点	9:00~12:10	4時間
				13:10~14:10	
	科目5	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	14:20~15:20	1時間	
	修了考査	15:30~17:00	1.5時間		
受講料及び テキスト代			受講料(税込み)	テキスト代(税込み)	合計
	全科目受講		40,000円	4,630円	44,630円
	科目1免除者 (石綿作業主任者技能講習修了者)		38,000円	4,630円	42,630円
使用テキスト：建築物石綿含有建材調査者講習テキスト（建設業労働災害防止協会） 〔建災防福井県支部会員については上記テキスト代1,000円補助〕					
受講 手続	<p>受講申込書に受講料及びテキスト代を添えてお申し込みください。 (添付書類を添えてください。)</p> <p>建災防福井県支部 福井市城東4丁目12-21 福井地区建設業会内 TEL0776-24-1197 / FAX0776-21-8094 ※各分会での受付はしていません</p>				
修了証等の 交付	<p>講習修了後に修了考査(筆記試験)を行い、後日、合格者には「修了証明書」を、不合格者には「受講証明書」を交付します。 不合格の場合には、講義修了年度の翌々年度まで再受験が可能です。詳細は交付した「受講証明書」をご確認いただき、再試験の手続きをしてください</p>				
その他	<ol style="list-style-type: none"> 記入していただいた氏名、生年月日等はこの講習の事業以外では一切使用いたしません。 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。 ※旧姓及び通称名を希望される場合には、戸籍謄本の他、旧姓を併記した住民票、運転免許証等の提出をお願い致します 受講申込時に納入された受講料・テキスト代等は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までには1回のみ認めます。事前に連絡の上、申込書を提出してください。 受講資格に該当する卒業証書・卒業証明書・技能講習修了証等については、受講申し込みの際に原本提示及びその写しを提出してください。但し、受講申し込みの際に原本の提示ができない場合には講習日初日に必ず提示ください。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証明書の交付ができません。 この講習会は CPDS の学習履歴申請を主催者が行います。技術者証の写しを申込時に提出してください。(【全科目】14ユニット/【免除あり】12ユニット) <p>講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。</p>				

木造建築物の組立て等作業主任者技能講習受講のご案内

福井労働局長登録教習機関 登録番号:第40号

登録有効期間満了日:令和6年3月30日

建設業労働災害防止協会福井県支部

〒910-0853 福井市城東4-12-21 福井地区建設業会内

TEL 0776-24-1197 FAX 0776-21-8094

【Web】 <http://www.kensaibou-291.jp>

1、就業することができる業務内容	軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業		
2、講習日時及び、会場	学科	令和5年1月24日(火) 9:00~17:10 1月25日(水) 9:00~17:15	福井地区建設業会館 福井市城東4-12-21
3、受講資格	① 満18歳以後、木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業(次号において「構造部材の組立て等の作業」という。)に3年以上従事した経験を有する者 ② 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者(申込時に卒業証明書を提示し、写しを提出してください。) ③ その他厚生労働大臣が定める者(参照:技能講習規程第1条)		
4、講習科目	区分	講習科目	講習時間
	学科	① 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 ② 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ③ 作業員に対する教育等に関する知識 ④ 関係法令	7時間 3時間 1時間30分 1時間30分
5、講習科目の一部免除	区分	受講の一部免除を受けることができる者	免除科目
	イ	型枠支保工の組立て等・足場の組立て等・建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	上記4の②③
	ロ	職能法による建築施工系木造建築科、とび科(木造軸組)、プレハブ建築科(木質構造施工)の訓練を修了した者	上記4の①②
	ハ	建築大工又はとび1級・2級の技能検定に合格した者	
6、受講料等	受講料 全科目 13,475円 テキスト代 1,570円 合計 15,045円(消費税込み) 免除イ 10,725円 テキスト代 1,570円 合計 12,295円(消費税込み) ロ又はハ 6,875円 テキスト代 1,570円 合計 8,445円(消費税込み) (テキスト代 建災防会員 1,000円補助)		
7、定員	40名 ただし、受講申込者が定員を超えた場合は申込み受付を締め切ります。		
8、受講手続き	所定の受講申込書に写真(3.5cm×2.5cm)を貼付し、受講料を添えて最寄の建災防各分会へ提出してください。(受講申込書は、正確に記載漏れのないようにして下さい。)		
9、修了証の交付	所定の科目を受講した者に対し、修了試験を行い合格者に技能講習修了証を後日交付いたします。 ※なお、郵送ご希望の場合は、受講者毎に1通の 定形封筒 (簡易書留料 404円分 の切手)を貼付し、 修了証送付先を記入したものを講習申込時に提出してください。 引取りの場合は各分会で ご本人のみ 受領可。ただし、修了証と引き換えに印鑑を押していただきますので、 必ず認印をご持参ください。		

* 受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。ただし、受講者の変更は講習初日前日(前営業日)の17時までには1回のみ認めます。事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。

* 受講申込書の提出について本人確認のため、自動車運転免許証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提示及びその写しを提出してください。

* 外国籍の方は、受講申し込みの際に旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。

* 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には、講習日初日に必ず提示下さい。

なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。

* 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いします。